

## 【工場立地法規則・告示改正（平成 23 年 9 月 30 日施行）の主な改正内容】

### ○ 工場立地法施行規則の改正内容

#### 規則第 3 条

「緑地」の定義規定を改め、「面積当たりの木の本数に係る規定」及び「緑地」として取り扱う土地の「最低面積（10 m<sup>2</sup>を超える）」に係る規定が削除されました。

#### 規則第 6 条

規則第 3 条の改正に伴う工場立地法届出に添付する書類に記載する事項が改正されました。

「(様式例第 1) 事業概要説明書の 5 輸送手段別輸送量」の欄

「(様式第 3) 緑化計画書」

「特定工場新設(変更)届出調書」の「緑地の内容」「輸送」の欄の記載が不要となります。

#### 規則第 9 条

軽微な変更により、新たに「緑地面積の減少を伴わない緑地移設（周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう行うものに限る。）」が追加されました。この変更にあたっては、届出が不要となります。

### ○ 工場立地法準則の改正内容

#### 準則第 4 条

環境施設の配置について、敷地面積の 15% を当該工場の周辺部に配置することとされているが、地域準則の策定により、環境施設面積率を 15% 未満に設定する場合、15% を周辺部に配置する必要がないことが規定されました。

### ○ 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の改正内容

(地域準則を定める条例の範囲に係る基準)

- ・第 2 種区域及び第 3 種区域の緑地面積率及び環境施設面積率をそれぞれ 5% 引き下げ。
- ・用途地域の指定がなされていない山林地域や農村部に位置し、周辺を森林等の自然環境に恵まれ、周辺に住居が存在しないような区域を新たに第 4 種区域として規定。
- ・屋上緑化等の重複緑地の算入率について、地域が条例で定めることができるよう規定され、地域準則を定めた場合は、重複緑地について敷地面積×緑地面積率×50%を超えない範囲で算入率を決定できる。

### ○ 企業立地促進法の同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の改正内容

(市町村準則を定める条例の範囲に係る基準)

- ・甲種区域及び乙種区域の緑地面積率及び環境施設面積率をそれぞれ 5% 引き下げ。
- ・屋上緑化等の重複緑地の算入率について、同意企業立地重点促進区域に存する地域が条例で定めることができるよう規定され、市町村準則を定めた場合は、重複緑地について敷地面積×緑地面積率×50%を超えない範囲で算入率を決定できる。